

「滞在型市民農園（鹿児島市観光農業公園内）1区画」使用者募集要領

（令和2年6月）

グリーンファーム（鹿児島市観光農業公園）内の滞在型市民農園は、専用の簡易宿泊所（ラウベ）を備え、豊かな自然の中でゆったりと農業を楽しめる施設です。

この度、1区画に空きが生じたことから、使用者を募集するものです。

◇施設の場所

鹿児島市喜入一倉町5809番地97（別添地図参照）

◇募集対象者

個人または団体（市外を含む）

◇使用上の留意事項

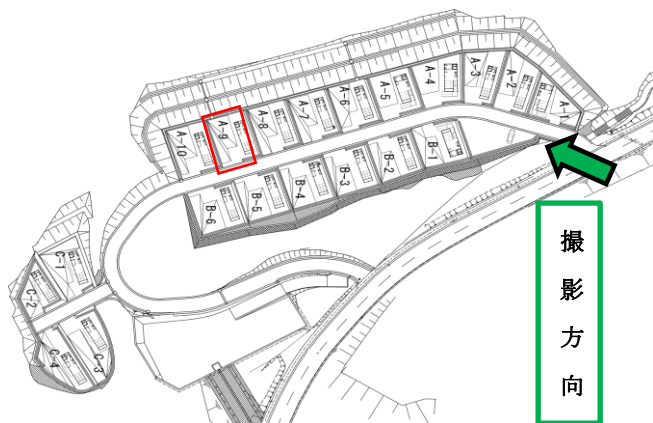
- （1）滞在型市民農園の使用にあたっては、この募集要領のほか、鹿児島市観光農業公園条例及び同条例施行規則等を遵守して下さい。
- （2）簡易宿泊施設のため生活の根拠地とすべき施設ではありません。（住民票の異動不可）
- （3）農作物の栽培管理など、良好な市民農園の維持に必要な手入れを行って下さい。

◇募集区画

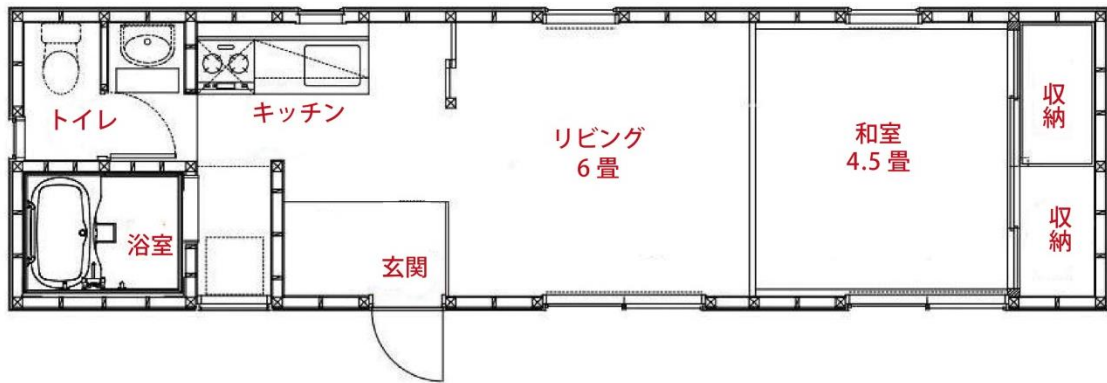
区画番号	令和2年度使用料[8月分] ()内は年額	区画面積 (簡易宿泊所を含む)	使用期間
A-9	148,800円 (223,200円)	172.6㎡	1年(年度)更新 で最長3年間

※光熱水費等は、別途自己負担となります。

【区画図面】



【間取り】



※照明器具・カーテン・コンロ等の備品は付属しない。(エアコンのみ付属)

※面積 約34㎡

◇使用期間

令和2年 8月 1日から令和3年 3月31日まで（3年を超えない範囲で更新可）

◇申込方法

所定の申込書を、直接持参、郵送又は電子メールにて以下の申込先へ提出して下さい。

※ 所定の申込書は、鹿児島市観光農業公園管理棟に準備してあるほか、ホームページからもダウンロードできます。

◇募集期間

令和2年 6月 26日（金）から令和2年 7月19日（日）17時必着

◇使用予定者の決定

(1) 複数の申込があった場合は、公開抽選にて決定させていただきます。

(申込者が単数の場合は、その申込者が使用予定者となります)

(2) 公開抽選について

① 日 時：令和2年 7月21日（火）午前11時より

② 場 所：グリーンファーム内 滞在型市民農園 用具置き場

◇その他

(1) 使用予定者は、鹿児島市観光農業公園条例施行規則に基づき、「鹿児島市観光農業公園滞在型市民農園使用許可申請書」を提出し、市から使用許可を受けます。

- (2) 使用予定者は、市から使用許可を受けたのち、所定の使用料を指定する期日までに納入していただきます。(特別な理由がない限り、使用料金の払い戻しは行いません。)
- (3) 滞在型市民農園の作付け指導などを行う、市の嘱託職員を配置しています。
- (4) 簡易な農具(クワ、スコップ等)・小型管理機は貸し出しできます。(ただし、数に限りがあります。)

◇申込先・問い合わせ先

〒891-0204

鹿児島市喜入一倉町5809番地97

グリーンファーム(鹿児島市観光農業公園)

TEL: 099-345-3337 Eメール: kankonogyo@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ: <http://kankonogyo-park.jp>

※ 直接持参によるお申込み及びお問い合わせは、毎日、午前9時から午後5時まで、上記にて受け付けます。

◇位置図

